

福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理方針に対する意見の募集（パブリックコメント）へ提出された意見（全文）一覧

※意見は提出された順に記載しております。

	提出意見（全文）
1	<p>私は室蘭市民ですが、室蘭市での福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理に賛同します。</p> <p>PCB 処理は、期限までに必ず、日本のどこかで、日本人のだれかが実施しなければなりません。そして室蘭市にはその設備と技術があります。室蘭市で処理できることを誇りに思います。</p> <p>放射線対策はしっかりとして頂けるとのことで、説明内容も納得できるものですし、この誇るべき仕事を、「なんとなく放射線が怖いから」という根拠のない怖れによって、他の地域に押し付けようとする室蘭市であって欲しくはありません。</p> <p>ただ、他のどの地域も受け入れたがらないことを室蘭市で受け入れるのですから、国は室蘭市に対し、何らかのインセンティブを与えるべきとは思っています。そこについては是非ご検討をお願いいたします。</p>
2	<p>・該当箇所 資料「1. 福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の 処理の背景と概要について」の4枚目「対策地域内高濃度 PCB 廃棄物の処理の概要」</p> <p>・意見内容 JESCO 北海道事業所での福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理に賛同する。</p> <p>・理由</p> <p>① 北海道事業所では、PCB 特措法及び PCB 処理基本計画に基づき、これまでも福島県を含む東北地方の高濃度 PCB 廃棄物を受け入れて処理を進めてきた。</p> <p>PCB 廃棄物の早期処理のため、対策地域の高濃度 PCB 廃棄物も同様に処理を進めるべきである。</p> <p>② 放射性物質による影響がないことが確認できた機器に限るため、周囲への影響はないものと考えられる。</p> <p>③ 室蘭地区住民として、また一国民として、福島復興に資することができる仕事は出来る限り引き受けるべきであると考えます。</p>
3	<p>・田舎を馬鹿にしないでください。危険なものを押し付けて札東で頬をひっぱたくと黙るとでも思うのか。室蘭は18万の人口が8万に減った。しかし山があり、海がある、自然に囲まれ穏やかで平穏な生活を続けたい。汚い金は要らない。住民は争いがなく心配がなくみんなで助け合ってつつましく生きていきたいだけだ、心配事、争いごとを持ち込まないでくれ。福島の人たちが困っているのならお手伝いをしたい。でも放射能は移動しないことが原則だという。移動は拡散になるというのだ、そもそもあんな大事故が起きて東電も政府も刑事罰を受けないというのがおかしい。会社で作業中、人身事故が起きれば業務上過失として罰せられる。原発は危険だからと大都市につくらず、東北、北陸、に巨額の補助金を出して作る。金</p>

	<p>で頬を叩くと、言うことを聞く、と田舎を馬鹿にしているのではないか。事故ででた廃棄物は東京が責任を果たすべきでしょう。人口が多いから被害が大きいは理由にならない。それを言ったらいつまでも何でも田舎が危険と汚染を負わなければならぬ。空気を汚さず、風評被害とも無縁だった東京の皆さん、大震災の後始末は東京で考えて処理してください。土地がないというなら皇居が空いています。その住民は理解がありそうだから受け入れてくれるかも。もし恐れ多いと思うのでしたら都民のお宅のご自宅に少しずつ分けて受け持ってください。お金がすべてを解決する、とのお考えですらどうぞ多額の補償金をお持ちください。私達はお金はいりません。田舎で不安がなく、争いがなく助け合って自然と共に生活できればそれでいいのです。</p>
4	<p>福島原発事故で「放射能に汚染されて人が住めない地域」から出た PCB ゴミを室蘭に運んで処理する計画は「PCB 処理に名を借りた放射能ゴミ」の室蘭持ち込み計画にはかならない。</p> <p>平成 17 年 1 月 7 日に交わされた PCB 処理に関する協定書には、放射性物質が付いた物の処理は想定されていない。つまりこれは「協定違反・約束違反」であり、約束にない事業の受け入れを強いられることに、全く納得できない。</p> <p>そして、この協定書第 25 条には、「問題が起きた場合は協議すること」と書かれている。北海道議会でも、この問題に関する議員の質問に対して、環境保全担当課長が「新たな問題と認識している」と答えている。</p> <p>協定に従って北海道と室蘭市と JESCO が新たな場で話し合うことが必要です。さらに、その前に市民の意見をしっかり聞くことから始めなければなりません。監視円卓会議に持ち込んで OK というわけにはいきません。形式さえ踏めばいいといった考えではなく、市民参加型の検討委員会を作り、数年間をかけて話し合うべきです。</p> <p>福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理方針(計画)に反対します。</p>
5	<p>JESCO 北海道のある室蘭の PCB 処理事業所は、この 8/13 に事故を起こしました。PCB 漏れはなかったという報道がありましたが、PCB 分解物であるダイオキシン類や、一緒に焼却された金属容器などの分解物は重金属を含む気体として、焼けたプラスチック製の配管から環境中に放出されたはずと、専門家から聞きました。</p> <p>しかし、この事故について、JESCO の HP には全く何も書かれていません。少なくとも、目につくところには掲載されていません。このような事故隠しともとれることをする JESCO に、放射能つき PCB の処理を任せられるはずがありません。そもそも、いまだに 10 年ほど前に発見された、ダイオキシン類が外に漏れている件の原因究明と、その対策ができていないということを知っています。</p> <p>正直に迅速に事故報告を行わない JESCO は信用できないので、そこが処理することになっている本計画も、当然信頼することはできません。計画の白紙撤回を求めます。</p>
6	<p>室蘭に持ち込もうとしている「放射能付き PCB」は、法令違反だと思われます。</p> <p>環境省は「PCB 特措法」を使って処理するとのことですが、この法律は放射性物質に関するものを想定していません。なぜ「放射性物質汚染対策特措法」を使わないのでしょうか？</p> <p>そして、管理区域からの持ち出し基準である 4Bq/cm² をさかんに言います。しかし、これは持ち出した後に再び管理区域に戻す という前提で使わ</p>

	<p>れる基準です。いくら残渣を持ち帰るなどと詭弁を使ったところで、廃棄処分などには使えないと、国立保健医療科学院のHPのQ&Aにも解説されています。</p> <p>正々堂々と廃棄基準である「クリアランス基準」を使って処分する としてください。現行法では、持ち出し基準で廃棄処理することは認められず、必ずクリアランスによることとなっています。</p> <p>いくら PCB に付着した放射性物質が少ないからといって、クリアランスを使わずに済ますことはできないことです。法律違反をして搬入してもらわねばいけません。そうすることは、今後室蘭だけでなく、全国にて、放射性物質を含むものの処理がずさんに行われることにつながります。法令違反の計画はおやめください。</p>
7	<ol style="list-style-type: none"> 1 福島県対策地域内のPCBをPCB廃棄物特措法に基づいて処理する政策を中止すること。 2 「8000ベクレル」のような途方もない基準の見直しこそ優先して行うべきである。 3 総量規制もないのに「表面汚染密度4ベクレル平方以下で影響がない」などの住民を誤導するような説明をやめること
8	<p>環境省は説明会で、「PCB廃棄物に付着した放射性物質は、ほとんどセシウム137であるから、他の核種について調べる必要はない」と言いました。しかし、セシウム137以外の核種も存在していることは間違いないので、調べなくてもいいというやり方は、放射性物質を含むものを扱うにはあるまじき態度である。クリアランス基準では30核種について調べることになっていることはご存じだと思う。そもそも、持ち出し基準の4Bq/cm²は、ガンマ線ベータ線を調べればいいことになっているが、これは、放射性物質が密封され管理された状態の放射性物質であるから認められるのである。人体は外部被ばくだけを考えればいいので、そのように線種だけみれば済む。しかし、付着した放射性物質というのは、遊離する・管理できない放射性物質である。これを扱う際は、内部被ばくも考慮しなければならない。ということは、その影響は核種によって異なるので、核種の判定が必要になる。室蘭の環境中に放射性物質が放出されることになるのだから、核種と総量ははっきりさせなければならない。</p> <p>また、プルトニウムなどのアルファ線を発する核種の測定はしていないとのことだが、こちらの持ち出し基準は0.4Bq/cm²であるから、10倍厳しい基準を適用することになる。それについての言及が一切ないのは不誠実である。アルファ線核種の測定もするべきである。そうやって丁寧に測定を行うことを避けるのは、信用を無くすことになる。実測値すべての公表も必要である。できないのなら計画は中止するべきだろう。労を惜しむのであれば、最初からやるべきではない。</p>
9	<p>原発事故で避難区域になった場所から持ち出したところで、福島の復興にはならない。高濃度に放射能汚染された福島県が、復興など出来ない。住民が安全に暮らせるようになるのは、福島第一原発事故前と同等レベルの汚染に低減して以降であるが、それには少なくとも100年単位の時間が掛かる。わざわざ汚染地域の福島県から汚染物を持ち出す理由や根拠はない。また、受け入れ側の室蘭にはメリットが皆無であり、そんな事業をわざわざ行う理由がない。以上より、全量を福島県内で処理すべきである。</p>

10	<p>室蘭 JESCO への福島汚染廃棄物対策地域からの PCB 搬入には反対です。PCB 廃棄物処理とはいっても、原発事故由来の放射性物質が付着しているものを、従来の PCB 処理と同様に扱うことは容認できるものではありません。「放射性廃棄物特措法」に基づいて、国が責任を持って地域内で保管管理し、半減期を待ってから、対処法を考えるべきです。</p> <p>総量規制もなく法令違反の疑問さえ指摘されている核ごみ付き PCB 持ち込みを明確な根拠も示さずになぜ強行搬入するのか？ 安全性の担保をどうやって約束できるのか？ 現に今月 8/13 日、室蘭の JESCO 施設内事故が発生した。これまでで一番大きな事故と聞かすが、原因もまだ明らかでない。中止しかありえない。</p> <p>処理が 2 日で終了する量の PCB 廃棄物を、原発事故で避難区域になった場所から持ち出したところで、福島の復興になるわけない。「放射能汚染された土地には住みたくない。国から賃料をもらうほうが助かる」という声を聞いた。害悪でしかないこの計画は、即刻やめるべき。</p>
11	<p>室蘭が放射能付き PCB を受け入れるのは福島復興のためというが、本当だろうか？ また、福島のためになるのであれば、室蘭市民は犠牲になってもいいとお考えか？</p> <p>この計画では、室蘭に持ってくる PCB の量は、トラック 2 台分程度、処理にかかる日数は 1 日か 2 日とのことだ。その量を室蘭に運ぶことが、なぜ福島の復興になるのか？ どう考えてもつじつまが合わない。</p> <p>また、「福島県対策地域」とは、「汚染廃棄物対策地域」のことで、「避難指示が出された地域」であり、「帰還困難地域」を含むものである。ここは、いくら部分的に避難解除になったとしても、放射線量は原発事故前の 10？20 倍もあり、そこに住んでいた人たちは帰りたくないと言う。もちろん、帰還したお年寄りもいるが、彼らは一緒に自分の子や孫には「危ないから帰ってくるな。遊びに来るな」と伝えるということです。この地域に住んでいた人たちは、避難した先で住宅提供やさまざまな支援が打ち切られます。国が汚染された土地を事故前の線量まで戻すことができないのであれば、そのまま借りて土地代を払ってほしいと考えるのは、当たり前のことでしょう、住めないところに、無理に帰れと言われ、10 年たった避難先の暮らしをまた奪われようとしていることに、思いはいたらないのか。</p> <p>また一方で、福島の復興のためという大義で、室蘭に放射能汚染物を持ち込むという。汚染のない地域に放射能をばらまくことは、室蘭市民をも不幸にする、だれも救われることのない、害悪しかもたらさないこの計画を進めようとする環境省は、反省してもらいたい。</p>
12	<p>本来なら福島県内に PCB 処理施設を臨時で設置して欲しいところだが、法律で処理施設の設置場所が室蘭と北九州に定められている以上、地理的にも近い室蘭で処理せざるを得ないと思う。</p> <p>でも、釈然としないのはなぜ福島県内に臨時の PCB 処理施設を設置できなかったのかということなのです。</p> <p>臨時の処理施設があればわざわざ室蘭まで持って行く必要もなかったと考えます。</p> <p>あと、室蘭市に対しては処理を引き受けることに対する何らかの補償をすべきであると考えます。</p> <p>それと、次に室蘭で市民説明会をやる際には、機構の担当者や環境省の役人だけではなく、小泉環境相も出席して説明してもらわないと理解を得られるのは難しいと思います。</p>
13	<p>環境省は説明会で、「汚染が大きい場合は、表面を削るなどできる限り線量を下げるようにする」との意向を示している。しかし、その作業をするのは誰ですか？ 福島に住む JESCO の下請けの人が行うわけで、環境省の人が作業をするわけではないでしょう。この作業をする人は、放射性物質を吸い込む可能性、体につく可能性があります。そんな無駄な作業をさせて、被ばくする人を増やしていいのですか？ そういうことに考えが及ばずに、室蘭に搬入することだけを目的にしてはなりません。この本質は、原発事故で環境中に飛び出した放射性物質による被ばくを、可能な限り抑</p>

	<p>えることにあるはずで。つまり、放射能汚染されたものは、福島県対策地域から出してはならない。そのままその場に置いて集中して管理することです。今の計画は、福島に住む人々も、室蘭とその周辺に住む人々も、無用に被ばくを強要されることになるやり方です。これは認められません。説明会でも意見として出ていたが、東京電力敷地内にある PCB を処理する際に、一緒に処理することを計画してください。室蘭に搬入するのにかかるお金は税金です。その税金を東京電力の PCB 処理に補填する形で使うことを求めます。そして、現在の計画に反対します。</p>
14	<p>室蘭の JESCO への、福島「汚染廃棄物対策地域」からの PCB 搬入には反対です。</p> <p>放射能によって、将来にわたって被害を受けるリスクに晒されるのは地域住民です。「健康リスクは極めて小さい」というが、これはゼロではないし、絶対安全だということにはなりません。世代にまたがって被害を及ぼす可能性があるものを、今まで原発事故と縁がなく、事故由来の放射性物質がなかった地域に持ち込むことには、理がありません。福島の人たちも、よその地域に押し付けることを望んではいません。こんな遠くの地域まで手間をかけて放射性物質を運び込むのにかかる予算があるのなら、それは、福島原発事故で被害を受けた福島の人々への生活保障、補助金に使うべきです。</p>
15	<p>福島汚染廃棄物対策地域にの PCB 廃棄物を北海道室蘭市の JESCO で処理をすることに反対します。原発事故後 10 年しか経っていない今、急いで、福島汚染廃棄物対策地域から出た放射能ゴミを、対策地域外へと慌てて搬出するべきではありません。事故由来の放射性物質は、国及び東電の管理下におき、移動させずに、半減期を待つべきです。放射能ゴミを拡散させてはなりません。</p>
16	<p>福島対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物を、室蘭市の JESCO で処理する計画に反対です。</p> <p>原発事故由来の放射性物質の付着した廃棄物を室蘭市に持ち込むことによって、放射能汚染された地域がさらに拡がります。処理によって放射性物質はなくなるわけではなく、地域の環境にたまり続ける。原発事故による放射能ゴミは、東京電力と国が責任を持って管理し、汚染地域を広げないようにしなければなりません。</p>
17	<p>PCB の処理は、確かに室蘭で JESCO が引き受けることになっているけれど、放射性物質を受け入れることにはなっていない。約束違反！</p> <p>また、PCB 処理施設は、東京江東区にもあり、距離も北海道に運ぶよりもずっと近い。なぜあえて室蘭なのか？も問われるべきだ。放射性物質は、高温処理しても PCB のように分解されることはなく、室蘭やその周辺の環境中に拡散され、数百年単位で残存し続ける。特に、PCB 処理施設やその周辺には濃く残存し続けることになる。そもそも、放射能で汚染された物は、放射線管理区域から動かしてはいけないというのが原則だ。よく、自然界にも放射能はあるという人がいるが、これは詭弁だ。今回の対象物は、原発事故によって原子炉から直接降ってきたものが付着しているのだ。濃縮ウランやプルトニウムといったとても危険な核種も含まれている可能性がある。プルトニウムの半減期は 24000 年、永遠になくならない。最も多いであろうセシウム 137 は半減期約 30 年、ほとんどなくなるまでに 300 年かかる。1 cm² 当たりの表面線量を規定したとしても、総量規制はない。つまり、放射性物質は増え続け、環境中に蓄積され続ける。もし、表面汚染が基準を超えていたら→紙で「ふき取る」と！そんなレベルなのだ。放射能汚染されていない地域である室蘭に汚染されたものを持ち込んではいけない。きれいなまま保たれなければならない。それは室蘭だけではない。全国の汚染されていない地域は守られるべきだ。環境省に任せると、日本中が汚染されることになる。それを目指す環境省。自分たちのやっていることの愚かさに気付いてほしい。</p>

18	<p>福島汚染廃棄物対策地域から室蘭 JESCO への PCB 搬入に反対します。福島第一原発事故由来の放射性物質に汚染されたものは、非汚染地域に持ち出さずにその場所で保管するべきです。放射性物質の人の健康への影響は数世代先にも及ぼします。この数値以下は影響はありませんということは無責任で許されません。広大な地域が汚染され、居住できない地域もあります。国が責任を持って汚染地域内で保管管理すべきです。</p>
19	<p>「福島復興のために放射能汚染された PCB を室蘭で受け入れ、処理する」という方針そのものが間違いであることに、環境省は気付くべき。放射性物質を含むものは、できるだけ集約して、分散させることなく管理し続けることが肝要であることは明らか。亡国のシナリオを描いてはならない。原発事故は起きた。その結果、福島は放射能に汚染された。それは紛れもない事実であり、それを無いこととして覆い隠してはならないのだ。福島県対策地域は、汚染物質を集中管理する場として 100 年間保持されるべき。全国各地にばら撒いて、国土を汚染し、国民の健康を害してはならない。何が正しいのかを、目先のことにとらわれずにしっかり考えてもらいたい。それが、国家公務員が果たすべき役割だろうに。</p>
20	<p>意見募集要項の PDF のタイトルがおかしくなっています。訂正してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★PCB 廃棄物処理とはいっても、原発事故由来の放射性物質が付着しているものを、従来の PCB 処理と同様に扱うことは容認できるものではありません。「放射性廃棄物特措法」に基づいて、国が責任を持って地域内で保管管理し、半減期を待ってから、対処法を考えるべきです。 ★トラック 2 台分の廃棄物処理なので問題ないとの説明だが、その程度の量をなぜ高い運搬賃をかけてまで遠い北海道まで運び込む必要があるのか？ 東京電力など現地で処分すべきで、全国にわざわざ拡散させる行為は、原発施策の嘘や欺瞞を覆い隠すだけの取り繕い策としか受け取れない。 ★環境省の説明は、法的根拠があいまい。管理区域からの持ち出し基準（4 Bq/cm²）を強調するも、これは廃棄処分に適用されるものではない。市議会への説明の際も、議員が法的根拠を問うたのに、それには答えずうやむやな説明ばかり。つまり、法令違反の疑いがある。そのようなものを受け入れるわけにはいかない。計画に反対する。 ★総量規制もなく法令違反の疑問さえ指摘されている核ごみ付き PCB 持ち込みを明確な根拠も示さずになぜ強行搬入するのか？ 安全性の担保をどうやって約束できるのか？ 現に今月 8/13 日、室蘭にある JESCO 施設内事故が発生した。これまでで一番大きな事故と聞くが、原因もまだ明らかでない。 ★放射能によって、将来にわたって被害を受けるリスクに晒されるのは地域住民です。「健康リスクは極めて小さい」というが、これはゼロではないし、絶対安全だということにはなりません。世代にまたがって被害を及ぼす可能性があるものを、今まで原発事故と縁がなく、事故由来の放射性物質がなかった地域に持ち込むことには、理がありません。福島の人たちも、よその地域に押し付けることを望んではいません。こんな遠くの地域まで手間をかけて放射性物質を運び込むのにかかる予算があるのなら、それは、福島原発事故で被害を受けた福島の人々への生活保障、補助金に使うべきです。 ★環境省は、「監視円卓会議」を市民より上位と捉え、ここでの意思表示結果を優先し結論を出すかのように見える。住民無視の姿勢に怒りを感じる。 ★こんなものを持ち込んだら、室蘭に若い人は住まなくなる。ますます人口減に拍車がかかる。財政難の地方をバカにするな。この自然は、未来の

	<p>人たちに受け継がれるべきものだ。計画は中止一択！</p> <p>★処理が2日で終了する量のPCB廃棄物を、原発事故で避難区域になった場所から持ち出したところで、福島の復興になるわけではない。福島県民の「放射能汚染された土地には住みたくない。国から賃料をもらうほうが助かる」という声を聞いた。害悪でしかないこの計画は、即刻やめるべき。</p> <p>★放射性物質、とりわけ事故原発由来の放射性物質で汚染されたものは、その場から動かさないのが原則。放射性物質はなくなるわけではない。移動によって、放射能を撒き散らし、処理の過程で、炉を汚染し、環境を汚染する。低線量とはいっても、総量規制もない中では、持ち込まれた地域の環境中にたまり続ける。地域住民を被ばくのリスクにさらすものである。</p>
21	<p>福島復興推進のためと言いながら汚染物質を地方に処理させるのは不当です。地域内で保管し汚染の半減期を待って処理すべきです。福島にできない約束をした国は、もう一度見直して謝罪して福島内で保管するようにしてください。日本列島を薄く満遍なく汚すのはやめてください。</p>
22	<p>放射性物質の取り扱い原則は、拡散させずに集中して管理することが重要です。原子炉等規制法のクリアランス基準「100Bq/kg 以内」ではなく、その80倍も緩い基準の「8000Bq/kg までOK」とするということを許して、全国に放射性物質をまき散らすことにつながります。知らず知らずに放射性物質が生活の中に入ってくるという可能性が大きくなり、これから生きていく若者、子ども達の健康が心配です。それだけでなく危険なPCB処理です。事故が無いとはい切れません。放射性物質の拡散はやめてください。</p>
23	<p>室蘭にあるJESCOのPCB処理施設が、また事故を起こしました。今度は化学処理に使った薬剤（液体）とガス漏れだそうです。この施設では、コンデンサーを処理することになっていたはずですが。8月13日頃にもホースが焼けて、PCB処理後のダイオキシン類と重金属類が環境中に放出される事故を起こしたばかりです。このような施設で、放射性物質を含むものを処理することはできませんね。ましてや、この計画で持ち込まれるものは、福島特措法で扱われる廃棄物なわけですが。環境省は、ここではっきりと中止を宣言すべきです。そうして国民の信頼を取り戻してください。</p>
24	<p>福島で保管されているPCB廃棄物の室蘭における処分計画につき、以下のとおり反対します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物処理とはいっても、原発事故由来の放射性物質が付着しているものを、従来のPCB処理と同様に扱うことは容認できるものではありません。「放射性廃棄物特措法」に基づいて、国が責任を持って地域内で保管管理し、半減期を待ってから、対処法を考えるべきです。全国にわざわざ拡散させる行為は、原発施策の嘘や欺瞞を覆い隠すだけの取り繕い策としか受け取れない。 ・法的根拠として管理区域からの持ち出し基準（4Bq/cm²）を強調しているが、これは廃棄処分に適用されるものではないはずですが。

	<p>・放射性物質、とりわけ事故原発由来の放射性物質で汚染されたものは、その場から動かさないのが原則。放射性物質はなくなるわけではない。移動によって、放射能を撒き散らし、処理の過程で、炉を汚染し、環境を汚染します。低線量とはいっても、総量規制もない中では、持ち込まれた地域の環境中にたまり続け、地域住民を被ばくのリスクに晒すものです。</p>
25	<p>室蘭で、対策地域内高濃度 PCB 廃棄物の処理をすることに反対です。国のメンツでこのようなことをやられては、室蘭の地域住民は溜まったものではありません。</p> <p>50 年ないし 100 年、現地にとどめておいて、国の管理の元で、半減期を待ってから処理を考えるべきです。対策地域内の PCB 対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物については、現地搬出、室蘭搬入、処理、残渣の引き取り まで、国・環境省が責任を持つということですが、処理過程における炉の汚染、環境に放出された放射性物質についてはどうやって管理し、責任を取るのですか。さらに、室蘭の JESCO は相次いで事故を起こしており、こんなところに放射性物質の処理を任せるなど、とんでもありません。事故由来の放射性物質は拡散してはならない。</p>
26	<p>以下のとおり意見申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量の測定について 放射線の知識と精度管理の経験を有するものを配置することを義務付けるべき。知識、経験を持たない業者だと形だけの測定になり、測定の妥当性は保てない。 ・対象地域の PCB 廃棄物の掘り起こしについて 掘り起こしと発見された PCB 廃棄物の責任の範囲を明確にしておくべき。 PCB 処理期限後に発見された高濃度 PCB 含有機器や 震災で流出したと思われる高濃度 PCB による汚染土壌の処分責任はどうするのか。 ・JESCO の処理計画について 本件により全体の処理計画、廃棄物受け入れ計画がどのように変わるのか、明らかにすべき。 民間排出事業者は予算のやりくりで困る。
27	<p>福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物を、室蘭の JESCO で処理することに反対します。</p> <p>原発事故由来の放射性廃棄物は、現地から動かしてはなりません。10 年しか経っていない中で、地域外に拡散するのは間違っています。放射性物質はもっと長い期間をおき半減期をまたねばなりません。処理をしてもなくなる汚染物質は、国の管理できるところにおかねばなりません。室蘭の環境中に放出された放射性物質についてどう責任が取れるのか。とりわけ、北海道は、日本の食料安全保障の要であり、ここを放射能まみれにしてしまえば、日本国民全体の安全を大きく損ないます。決してやってはならないことです。</p>

28	<p>室蘭 JESCO への福島汚染廃棄物対策地域からの PCB 搬入には賛同できません。PCB 廃棄物処理とはいつても、原発事故由来の放射性物質が付着しているものを、従来の PCB 処理と同様に扱うことは容認できるものではありません。「放射性廃棄物特措法」に基づいて、国が責任を持って地域内で保管管理し、半減期を待ってから、対処法を考えるべきです。室蘭への搬入は反対です。</p>
29	<p>「室蘭の JESCO への福島汚染廃棄物対策地域からの PCB 搬入には反対です。」</p> <p>クリアランス金属の室蘭持ち込みにも反対します。 北海道は、核ゴミの処分地ではありません。</p> <p>原発事故由来の放射性物質が付着しているものを、従来の PCB 処理と同様に扱うことは容認できません。</p> <p>総量規制もなく法令違反の疑問さえ指摘されている核ごみ付き PCB 持ち込みを明確な根拠も示さずになぜ強行搬入するのか？ 安全性の担保をどうやって約束できるのか？</p> <p>放射能によって、将来にわたって被害を受けるリスクに晒されるのは地域住民です。「健康リスクは極めて小さい」というが、これはゼロではないし、絶対安全だということにはなりません。世代にまたがって被害を及ぼす可能性があるものを、今まで原発事故と縁がなく、事故由来の放射性物質がなかった地域に持ち込むことに反対します。</p> <p>放射性物質、とりわけ事故原発由来の放射性物質で汚染されたものは、その場から動かさないのが原則。放射性物質はなくなるわけではない。移動によって、放射能を撒き散らし、処理の過程で、処理炉を汚染し、空気、地下水、海洋、土壌などの環境を汚染する。低線量とはいつても、総量規制もない中では、持ち込まれた地域の環境中にたまり続ける。地域住民を被ばくのリスクにさらすものである。</p> <p>核ごみ付き PCB を持ち込んだら、室蘭に若い人は住まなくなる。ますます人口減に拍車がかかる。財政難の地方をバカにするな。この自然は、未来の人たちに受け継がれるべきものだ。計画は中止一択！</p>
30	<p>室蘭の JESCO への福島汚染廃棄物対策地域からの PCB 搬入には反対します。 PCB 廃棄物処理とはいつても、原発事故由来の放射性物質が付着しているものを、従来の PCB 処理と同様に扱うことは容認できるものではありません。「放射性廃棄物特措法」に基づいて、国が責任を持って地域内で保管管理し、半減期を待ってから、対処法を考えるべきです。トラック 2 台分の廃棄物処理なので問題ないとの説明だが、その程度の量をなぜ高い運搬賃をかけてまで遠い北海道まで運び込む必要があるのですか？ 東京電力など現地で処分すべきで、全国にわざわざ拡散させる行為は、原発施策の嘘や欺瞞を覆い隠すだけの取り繕い策としか受け取れません。環境省の説明は法的根拠があいまいです。管理区域からの持ち出し基準（4 Bq/cm²）を強調するのも廃棄処分に適用されるものではないのです。市議会への説明の際も、議員が法的根拠を問うたのに、それには答えずうやむやな説明ばかりでした。つまり、法令違反の疑いがあるのです。そのようなものを受け入れるわけにはいかない。計画に反対します。総量規制もなく法令違反の疑問さえ指摘されている核ごみ付き PCB 持ち込みを明確な根拠も示さずになぜ強行搬入するのですか？ 安全性の担保をどうやって約束できるのですか？ 現に今月 8 月 13 日、室蘭にある JESCO 施設内事故が発生しました。これまでで一番大きな事故と聞かすが、原因もまだ明らか</p>

	<p>でないでしょう。放射線によって、将来にわたって被害を受けるリスクに晒されるのは地域住民です。「健康リスクは極めて小さい」というが、これはゼロではないし、絶対安全だということにはなりません。世代にまたがって被害を及ぼす可能性があるものを、今まで原発事故と縁がなく、事故由来の放射性物質がなかった地域に持ち込むことには、理がありません。福島の人たちも、よその地域に押し付けることを望んでいません。こんな遠くの地域まで手間をかけて放射性物質を運び込むのにかかる予算があるのなら、それは、福島原発事故で被害を受けた福島の人々への生活保障、補助金に使うべきです。環境省は、「監視円卓会議」を市民より上位と捉え、ここでの意思表示結果を優先し結論を出すかのように見えます。住民無視の姿勢に怒りを感じます。こんなものを持ち込んだら、室蘭に若い人は住まなくなります。ますます人口減に拍車がかかるのです。財政難の地方をバカにするな。この自然は、未来の人たちに受け継がれるべきものです。計画は中止のみです。処理が2日で終了する量のPCB廃棄物を、原発事故で避難区域になった場所から持ち出したところで、福島の復興になるわけではないのです。福島県民の「放射能汚染された土地には住みたくない。国から賃料をもらうほうが助かる」という声を聞きました。害悪でしかないこの計画は、即刻やめるべきです。放射性物質、とりわけ事故原発由来の放射性物質で汚染されたものは、その場から動かさないのが原則。放射性物質はなくなるわけではないのです。移動によって、放射性物質を撒き散らし、処理の過程で炉を汚染し、環境を汚染します。低線量とはいっても、総量規制もない中では持ち込まれた地域の環境中にたまり続けます。地域住民を被ばくのリスクにさらすものです。</p>
31	<p>福島からくるもので最も恐ろしいのは、セシウムボール。体の外にあるうちはたいした問題ではないかもしれないが、それが体の中に入ると、強い局所被曝をもたらす、簡単にガンや白血病になる。</p> <p>ウランも鉱石のうちたいして問題ではないが、粉末となって体内に入ったら命にかかわる。イラク戦争で使われた半減期45億年というともなく少ない放射線しか出さない劣化ウラン弾は、戦車の装甲を打ち抜くことで燃焼し粉末となって、イラク民衆にとんでもない被害をもたらしたではないか。</p> <p>環境省は「福島のPCB廃棄物の放射線量は問題がないくらい少ない」という。しかしほんの0.1Bq/gの粉末状の放射性物質でも体内に入ると、放射線、ことに体外被曝ではほぼ問題にならないβ線を、半径1cmの狭い範囲に浴びせ続けることになる。</p> <p>国は、内部被曝を認めた黒い雨判決を受け入れた後も、内部被曝を認めようとしない。環境省は、この内部被曝を認め、今回の廃棄物に付着する粉末状の放射性物質がどうなっているのか、明らかにすべきだ。廃棄物にどのような放射性核種が付着しているのかという最低限明らかにすべきことでさえ明らかにしていないではないか。</p>
32	<p>室蘭市のJESCOへの福島汚染廃棄物対策地域からのPCB廃棄物搬入には反対します。</p> <p>そもそも北海道への相談の働きかけ段階から曖昧、道民や室蘭市近隣市町村への配慮さえおろそかにした計画案は、不透明なうえ安全安心への「放射能アレルギー」を募らせるだけだ。福島で処理すべきであって持ち出すことへの疑問がある。</p>

33	<p>室蘭市の PCB 廃棄物搬入には絶対反対です。</p> <p>理由は、環境省は「円卓会議」を市民より上位の意思決定機関ととらえ、一般住民の声よりそこでの意見を重視し結論付けようとしている姿勢が見える。円卓会議は PCB 関連の組織であり住民代表権を持つものではない。住民自治を無視した姿勢に怒りを感じる勘違いしてはいけない。</p>
34	<p>いつも北海道は、遊び場、食いもの場、そしてゴミ捨て場。遊び場、食いもの場なら、まだ我慢します。</p> <p>幌延や寿都・神恵内の放射性廃棄物といい、日鋼のクリアランス金属といい、室蘭の PCB といい、何でもゴミを北海道に持ってくる。この上さらに福島の PCB まで。どこまで北海道にばかりこんなものを押しつけるのでしょうか。安全だというなら、わざわざ運び賃かけて遠い北海道に持ってこなくてもよいではありませんか。</p> <p>これ以上北海道に本州のゴミを持ち込まないでください。</p>
35	<p>いつも北海道は遊び場、食べ物場、そしてゴミ捨て場。遊び場・食べ物場ならまだ我慢します。</p> <p>幌延や寿都・神恵内の放射性廃棄物、日鋼のクリアランス金属、室蘭の PCB。この上さらに福島の PCB もってくるなんて。なぜ北海道ばかりにゴミを押しつけるのでしょうか。安全だというなら、わざわざ運び賃かけて本州から持ってこないでねそちらで処理すればいいと思います。</p> <p>もうこれ以上北海道にゴミを持ち込まないでください。</p>
36	<p>核ごみ付き PCB を室蘭市に持ち込み処理することに反対します。</p>
37	<p>福島対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の室蘭搬入に反対です。</p> <p>福島原発事故から 10 年しか経っていません、現時点で事故由来の放射性物質は対策地域外に出すべきではありません。国が管理できるように現地にとどめておいてください。放射性物質の影響がどのように出るかが不確定であり、絶対安全とは言えない中では少なくとも 50 年から 100 年先を見据えて、半減期を待つしかありません。原発由来の放射性物質は拡散してはなりません。</p>
38	<p>環境省は、福島の PCB でも 4Bq/cm² 以上のものは室蘭に持ち込まないと言いました。しかし cm² あたり 4Bq でも、m² では 10000Bq です。環境省の話だと、計測した廃棄物の平均は 0.2Bq/cm² だそうですから、廃棄物の表面積がその半分として、1 個当たり 1000Bq くらいだと思います。一つの廃棄物から毎秒 1000 本の放射線が出ていることが目に見えたら、やはり危ないと思うのが普通じゃないでしょうか？</p> <p>環境省はどういう根拠で 1000Bq は問題ないというのでしょうか？</p> <p>しかもそれをいっしょくたにして溶かしたら、くっついた放射性物質はどこに行くんでしょう？ せめてそれくらいははっきりさせてもらわないと、とても室蘭に受け入れうけいれ OK とはなりません。</p>
39	<p>福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理に対する意見及び質問</p> <p>対策地域内高濃度 PCB 廃棄物の処理の概要（資料 4 ページ）</p> <p>「今回の処理対象物には、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管されている高濃度 PCB 廃棄物は含まれません。」とあるが、それら敷地内</p>

に保管されている高濃度 PCB 廃棄物は、本来であれば JESCO 北海道 PCB 処理事業所で処理すべきもの、今回の処理対象物に含まれない理由を明確に示すべきである。

また、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管されている高濃度 PCB 廃棄物は、「PCB 廃棄物処理事業検討委員会」や「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」などに、高濃度 PCB 廃棄物の「未処理分」として種類や保管量など報告はされているのか？

令和 3 年 7 月 20 日開催の「福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理方針に関する住民説明会」で、環境省は、「東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管されている高濃度 PCB 廃棄物は、東電の責任のもとで処理する」としていたが、委員会などで処理の是非を検討した形跡が見えないが、それらは処理期限までに処理の見通しは立っているのか？

保管の実態が分かっているのであれば、確実に処理期限までに処理を完了させるべきである。また、同じく敷地内に低濃度 PCB 廃棄物も保管しているのであれば同様に確実に処理期限までに処理を完了させるべきである。

PCB 特別措置法の改定で処理期限は延長されたが、これ以上の引き延ばしのないように、確実に処理が完了する方策を検討すべきである。また、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に保管されている高濃度 PCB 廃棄物を東電が無害化処理するのであれば、処理方法や処理工程を公表すべきである。

対策地域で保管している機器（資料 8 ページ）

今回処理対象物は、保管数量はコンデンサー：30 台、安定器・PCB 汚染物等計 1,261 台ということであるが、今後、掘り起こし調査などで、どの程度保管数量が増加する可能性があるのか？

事業所内における保管・処理時の対応（1）（資料 12 ページ）

「処理に要する期間は、変圧器・コンデンサーで 2 日程度、安定器・PCB 汚染物等で 1 日程度の予定」となっているが、コンデンサーなど、抜油、解体、洗浄工程、液処理（分解）は福島県対策地域内の対象物のみ単独処理の日程を組むのか、それとも通常のトランスやコンデンサ等と混合処理するのか？

同じく、安定器・PCB 汚染物等もプラズマ溶融分解炉への投入は、福島県対策地域内の対象物のみ単独処理を行うのか否か？ 1 日、2 日程度の処理工程であれば、何らかの問題が発生した場合の対処のためにも、単独処理が望ましいのではないか？

バックグラウンドの測定結果（資料 14・15 ページ）

空間線量率の測定など、事業所内、敷地境界等の測定で確実に変化をみて欲しい。また、排気中の放射能濃度については測定箇所が 11 か所あるが、プラズマ溶融炉の排気系統も確実に実施して欲しい。また、溶融飛灰の放射性セシウム濃度の測定は可能か？

処理により生じた残渣（処理後物）の取扱（資料 17 ページ）

	<p>「処理により生じた残渣（処理後物）は、環境省が引き取り、環境省の責任で処理します。」とあるが、処理対象物は、放射性物質による影響がないこと（＝表面汚染密度4 Bq/?以下であること）が確認できた機器といいながら、環境省が引き取り、環境省の責任で処理するというのは矛盾しているのではないか？</p> <p>また、プラズマ溶融炉からは、溶融メタルや炉底メタルは発生しないのか？</p> <p>北海道新聞の6月30日付け「室蘭に搬入の福島第1 PCB廃棄物 苫小牧で再処理方針」https://www.hokkaido-np.co.jp/article/561384</p> <p>配信記事では、「北海道 PCB 処理事業所が、PCB 除去後の金属くずなどを室蘭市外に搬出して再処理する方針、搬出先は苫小牧市内の産業廃棄物処理業者となる見通し」となっていたが、この「再処理」とはどういうことか？</p> <p>8月に、JESCO 北海道 PCB 処理事業所のプラズマ溶融分解炉でぼやがあったようだが、多重の安全管理対策をとっているとはいえ、やはり事故やトラブルは起きてしまう。PCB 廃棄物の処理期限が迫る中、何はともあれ安全第一、周辺環境の安全はもとより、作業員の安全確保を第一に適切な処理推進を切に願う。</p>
40	<p>本処理方針については、以下の理由で反対し、見直しを求めます。</p> <p>まず、問題となる高濃度 PCB 廃棄物の形状について懸念があります。</p> <p>「放射性物質による影響が無いと確認」する手段として「(拭き取り等を行った上で)4Bq/cm² 以下であることを確かめる」という点に関し、基準自体は法的には妥当としても、「表面を測るだけでは不十分な形状をした対象物は無いのか」という点が不明です。</p> <p>「変圧器」、「コンデンサー」、「安定器」までは、表面が滑らかな容器や被覆材でカバーされた機器や部品が思い浮かび、また、写真でいくつか示されていますが、最後に併記されている「PCB 汚染物等」とは具体的にどのような形状のものか、詳しい説明も画像も、資料内には示されていません。</p> <p>このような正体がわからないものが他地域から持ち込まれるのを認めることは、環境と大地の安全を願う一北海道民として認めることができません。</p>

	<p>私自身は PCB は(生み出されてしまっている以上)、今後の環境への漏洩を防ぐために分解処理はした方が良いという立場です。ただし、放射性物質で汚染しているものは本来動かすべきではありません。</p> <p>法的に「管理区域内から持ち出せる基準」を満たしていることを確認するというなら、せめて「汚染が表面のみにとどまっていること」の担保が必要です。</p> <p>ですが資料を見る限り、今ひとつ正体のつかめない「安定器、PCB 汚染物等」という最後の併記項目の数が圧倒的に多く、また今後の掘り起こし作業により増える可能性があるとしてされています。</p> <p>この様なものを道内に持ち込み処理する事を一度認めてしまい、事業が始まってしまえば、時間が経過する中で検査の在り方や扱いが粗雑になっていくことも強く懸念されます。</p> <p>PCB 処理そのものについても、最近、施設での処理中のぼやや事故が報道されており、「安全な処理」が行えるのか心配されます。</p> <p>これだけ既に巨額の費用が動いている「復興」事業の中で、より安全な最新の PCB 分解設備を現地に作り、そこで処理を行うという選択は無かったのでしょうか、また、それは何故ですか？</p> <p>あるいは、より近い、東京の施設での処理を行わないのはなぜですか？</p> <p>そのこと自体が、「放射能汚染による影響がない」ことを実質的には確認できないことを示していると考えざるを得ません。そのような廃棄物を、わざわざ長距離移送して、北海道内に持ち込み、処理する事の正当性を認めることはできません。</p> <p>福島県対策地域内に存在する高濃度 PCB 廃棄物の無害化については、安易に他地域に持ち込むことをせず、移動範囲、処理場所、処理設備等の抜本的な見直しを行うよう求めます。</p>
41	<p>室蘭市への PCB 核ごみ付き廃棄物搬入に絶対反対します。</p> <p>「理由」 長い間の原発対策を見てきた多くの国民は、国と関連業界には不信感はあるけれども信頼は抱いていない。原発や核問題には専門知識と知見が必要だと法律家も世間も思い込んでいるが、理性と良識を働かせれば正しい結論は簡単に出せるはずだ。今回の関連する様々な法律や条例は不都合なことを覆い隠す、欺く、無知な国民を貶めるものだ。もうそろそろいい加減に正直で真つ当な施策を考えだす必要に迫られていることを自覚すべきだ。期待している。</p>

42	<p>室蘭市への PCB 廃棄物搬入に「反対」する。</p> <p>「西胆振定住自立圏（広域連合）構想」に反する。</p> <p>室蘭市を囲む3市3町（登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町）は道内でも有数の観光産業地だ。そこに放射能核ごみ付き PCB を導入することは室蘭市のみを説明対象にしているが周辺地への風評被害に留まらずこれからの観光産業への大きな阻害要因になる。人口減や産業の変換など社会変革が大きく転換しようとしているこの時期に今回の搬入問題は「100害あって一利なし」。例え一時期の地方経済の衰退に繋がるろうとも「人新生」の社会構築に向かって進むべきだ。</p>
43	<p>「放射能つき PCB の室蘭搬入処理計画」に反対します。PCB は水や熱でも処理や分解が難しく、食物、水、空気をを介して広げ、環境に悪影響を与えます。そして、「カネミ油症事件」で知られたましたが、吹出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、肝機能障害、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振、免疫機能の低下などを起こすという健康被害もあります。また、発がん性の疑いや、慢性的な蓄積により、神経系や免疫系への影響から肺炎やウイルス性の病気にかかりやすくなります。さらに、PCB の体内への蓄積による胎児への影響もあるようです。現在は製造禁止となっております。その上に超危険な「放射能」が一緒となると、これ以上の生き物や環境に危険な搬入を認めることはできません。搬入経路の途中での事故も（いくら慎重に留意したとしても、人は完璧ではありません）、あり得ます。こんな危険なゴミを無責任に生み出した方々、ご自分たちの近くで処理していただきたい。そしてこれ以上、この危険なゴミを生み出すその原因を止めてください。とにかく「放射能つき PCB の室蘭搬入処理計画」に反対します。</p>
44	<p>福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理計画の撤回を求めます</p> <p>【意見内容】</p> <p>1) 環境省の提示した資料（福島再生 資料 5）が室蘭市ホームページのパブリックコメント応募欄に添付されています。資料 2 ページに対策地域内の廃棄物については、「対策地域内廃棄物は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、通常の廃棄物とは異なり、国の責任の下で処理を行うことになりました」と書かれています。しかし室蘭に持ち込むことが予定されている高濃度 PCB 廃棄物が「放射性物質汚染対処特措法」の下で処理されることは明示的には書かれておらず、現行の「PCB 廃棄物特措法」で処理されると書かれています。この記述があるために私は PCB 廃棄物が廃掃法の特別法である「PCB 廃棄物特措法」で従来どおり処理されるものだと考えていました。そのために監視円卓会議でも住民説明会でも環境省の説明が理解できず、何度もクリアランス制度と環境省の説明の「矛盾」を指摘してきました。</p> <p>対策地域内のものはすべて国の責任で処理するから、PCB 廃棄物も「放射性物質汚染対処特措法」で処理すると言えば論理は通るわけですが、上述の通り、PCB 監視円卓会議でも住民説明会でも食い違った議論が行われたわけです。環境省が提出した資料「福島再生」で明示的に書かれていないからだったと思います。一番ポイントになった原子炉等規制法の適用がないことの説明はありません。環境省は正確な情報を住民に提示し、正しい理解をしてもらわなければならないときに、住民の「誤解」が明確であるにもかかわらず、理解できない側がおかしいというような形で事を運ぶべきで</p>

はありません。コロナ禍ということもありますが、監視円卓会議も住民説明会も現在は物別れのようになっています。このような状態で市民は正確な理解に基づくパブリックコメントへの意見表明は難しいと思います。9月17日のパブリックコメント期限の延長を求めます。

2) 環境省は室蘭で処理を予定している高濃度 PCB 廃棄物には「放射性物質の汚染はほとんどない」と述べています。その説明として、管理区域からの持ち出し基準 4Bq/cm² 以下であるからと述べています。持ち出し基準は廃掃法のクリアランス基準と極めて近い関係にありますから、確かに無いに等しいと表現しても大きな間違いではありません。この持ち出し基準値は大体 100Bq/kg に相当します。しかし「放射性物質汚染対処特措法」が持つ処理基準は 8000Bq/kg 以下のものであり、同法が適用される限り室蘭に 8000Bq/kg が持ち込まれても不法とは言えません。環境省は持ち出し基準以下のものを選んで室蘭に運ぶと述べていますが、これは環境省が「自主的にそのような措置をとる」と述べているだけで、法的に保障されたものではありません。法的に保障のないものを受け入れることは出来ません。計画を撤回し、上限保証が明記されるようにしてください。

なぜそうしたことを主張するかについては理由があります。2003年に高濃度 PCB 処理施設を室蘭に建設することが問題になりました。環境省からの当初提案は北海道の PCB 廃棄物を処理する施設を室蘭に建設したいという内容でした。提案の受け入れをめぐって住民は 20 数回説明会を求め、激論の末ようやく受け入れが決まったのですが、その直後、環境省は東北 15 県の PCB 処理もお願いしたいと処理範囲を拡大してきました。あとでわかったことですが、東北 15 県には室蘭に PCB 処理施設の建設が決まった後で自分たちの県の処理基本政策を作るように環境省から指導されていました。このことはそれぞれの県の PCB 廃棄物基本計画に記述が残っています。環境省は北海道の PCB に限定して室蘭で処理してほしいと要請しながら当初から東北 15 県の PCB の処理を室蘭で行う予定でした。

蛍光灯安定器内の PCB 処理については化学的処理では技術的に困難なところがあります。東京都の PCB 処理施設で採用された方法は試運転段階から蛍光灯安定器処理に難点を持っていることが分かっていました。安定器の処理はプラズマ融解法を使った焼却処分が有効です。蛍光灯安定器は首都圏や中部・関西地方の工業地帯で人口の多い地区に、圧倒的に存在することが数量的にも明らかにされており、そうした工業地帯を抱えたところに処理施設を建設するべきでしたが、なぜか東京、名古屋、大阪の 3 地区には作られず、北九州と北海道室蘭に第二施設としてプラズマ融解炉建設が計画されました。環境省はその施設が室蘭で完成した直後、首都圏の安定器等の処理を依頼してきました (2013 年)。住民説明会が開かれた際に私は首都圏にプラズマ融解炉の建設を提案しました。その理由はいま判明している以上のものが追加発見されて処理が期限内に完了出来なくなる恐れがあるからです。計画は余裕があり期限内に確実に終わるとの理由で取り上げられることはありませんでした。いまの状況は、安定器等の追加発見が相次ぎ室蘭での処理の期限内完了が危ぶまれる事態です。あまり言いたくない言葉ですが、室蘭市民は二度「騙された」経験を持っています。

3) そもそも「放射性物質汚染対処特措法」は福島原発の事故により大量の放射性物質が福島県並びに近隣県に飛散したために、当時の廃掃法では対処できない (クリアランス制度では処理が難しい) という事で緊急時避難的に作られた法律です。同法が成立したために廃掃法は原子炉等規制法

との関係が法的に二重規制になりました。福島放射性物質を取り扱う時には処理基準が 8000Bq/kg で、福島に関係がない場合は 100Bq/kg です。この不正常な状態は 2011 年以来続いています。現行法で対応できない事態が起きた場合、緊急避難的に特措法、あるいは時限立法を作って対処することは理解します。時限立法と特措法は似た性格を持つものですが、特措法の場合はその法律を廃止するか見直しするかしなければ法律内容は何時までも続きます。

そのために室蘭では問題が起きています。室蘭市議会は 2 年半前に環境省から放射性物質を含む PCB 処理の申し入れがありながら、市当局はその内容を市議会にも諮らず住民にも知らせていませんでした。高濃度 PCB 処理施設を室蘭に建設し処理を行うにあたっては協定書があり、新しい問題が起きれば協議がなされるものとなっています。また放射性物質を持ち込むことは重大な処理規定の変更になることから、環境大臣からの要請があったのかどうか問題になっています。しかし室蘭市側の回答は「このたびの福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物は、東日本大震災後に制定された「放射性物質汚染対処特別措置法」の施行以降は、同法に基づく廃棄物となり、同法の基本方針を踏まえて、現行の処理体制、施設等を活用して処理するものであることから「現行計画に基づくもの」として認識しているところ」と述べ、環境大臣の要請も、協議会開催の必要もなかったという立場です。要請する側からすれば、環境大臣の要請も協議会の開催の必要もなかったと言えばそれも通るかもしれません。しかしそういうことを行えば、住民は「騙されていた」と考えておかしくありません。先に述べた「騙された」の問題も法的に不当なことを環境省が行ったわけではなく、北海道庁と室蘭市が最終的には環境省の提案を受けています。しかし住民の中には強烈な環境省に対する反発がありましたし、いまでも続いています。住民の意識を逆なでするつもりはなかったと思いますが、結果的にはそうなっています。今回の提案は撤回し、住民との話し合いが安心して出来るような提案にしてください。そのための法的な処置、あるいは公的な配慮は必要だと思います。

3) 「放射性物質汚染対処特措法」はそもそも時限立法で作るべきところでしたが「当分の間」という文言を入れて特措法にしています。そのために 2) で述べたような事故後 10 年以上が経過しても混乱を起こしています。「放射性物質汚染対処特措法」の見直しを求めます。提案されている処理計画の議論は見直し後にするよう、今回の提案は撤回してください。

4) 原子炉等規制法が 2005 年に改正され、その後国民の中にクリアランス制度の認知が徐々に広まっています。クリアランス制度に対して同意しない意見を持つ人もいることは認識していますが、福島の事故後すべて停止していた原子力発電が一部稼働し、また福島からの復興事業が行われているために、国民は放射性物質の取り扱いについての施策にきちんとした道理を求めています。私自身は、クリアランス制度はかなり厳しい放射能規制を持っていますので、放射性物質の拡散抑制には効果があると考えています。経産省は廃炉時代を考えて、クリアランス制度の重要性や国民に同制度の信用性がひろまることが大事であると述べています。数年前、室蘭で実験的に小型原子炉の解体に伴う放射化された金属の「再利用実験」が行われました。経産省側は住民団体との話し合いの場でクリアランス制度の下での「実験」が安全であることを強調していました。今回同じ室蘭の地でクリアランス制度の 100 倍の基準緩和での放射性物質を含む PCB 処理が提案されています。これはナンセンスの極みです。クリアランス制度をあざ笑うかのような計画の撤回を求めます。この問題は国政の場できちんとした整理が必要だと思います。以上 4 点を指摘して計画の撤回を求めます。

45	<p>現在福島で保管している場所を貸し出している人を（仮置き場の原状回復などで）大事にするが、受け入れや処理を引き受けさせようとする室蘭や近隣の人を大事に考えていないように見える。</p> <p>福島の地権者には借地料を支払い、放射線量が検知できないレベルになるまで保管しておけばよい。時間の経過を待つだけでよいのだから、シンプルだ。</p> <p>でなければ、放射性物質を拡散させた東京電力の施設内で、他の敷地内で汚染された物と一緒に保管し安全に管理すべき。放射能の減衰を待つ間、漏れ出しを防ぐ施設が必要なのだから、PCBだって保管できるはず。</p> <p>国民の生活環境に責任をもつ役所は、環境汚染を拡散させないでほしい。</p>
46	<p>法整備もないまま PCB 廃棄物として処分するのは放射性物質のばら撒き政策だと思います。表面汚染密度 4Bq 以下で人体に影響がないとは素人目にも科学的だとは思えません。</p> <p>北海道で処分するのを断固として反対します。</p> <p>どうしても処分が必要なら東京電力のものなので東京の処分場で処分すべきです。</p>
47	<p>放射能付き PCB を室蘭へ搬入処理することに絶対反対です。</p> <p>安全だという数値もとても信じがたいです。法的根拠もなしに住民の同意も得ないまま室蘭に持ち込むのはやめて欲しい。放射性廃棄物は出した場所で責任を持って管理すべきです。</p>
48	<p>福島対策地域の PCB 廃棄物を北海道室蘭市に持ち込むことに反対です。原発事故由来の放射性物質は、しっかりと管理できないところにもちだしてはなりません。セシウムだけを測定して良しとするのは、あまりにも安易であり、環境を汚染せずには済みません。住民の被害を補償する法律整備もない中で、「安全だと思う」で、今までその環境中に存在しなかった放射性物質を地域住民に押し付けるのは、人権侵害です。</p>
49	<p>原発由来放射性廃棄物の拡散に反対する観点から、福島汚染対策地域内の放射性物質付着 PCB 廃棄物を室蘭市に搬入処理する計画に反対します。</p> <p>原発由来の廃棄物を今現在、そのような放射性廃棄物のない環境に拡散することは、放射性物質の管理を困難にさせ、それらが環境中で自由に振る舞うことを意味します。つまり、室蘭地域住民を被ばくのリスクに晒し、さらに、大気、土壌、海洋の汚染により、北海道全体に広がり、食料を通して、日本全国に内部被ばくのリスクを拡散する。経産省は、なおも、すでに破綻している核燃サイクルに固執しているが、原発に未来はない。今後廃炉の道しかない。よって、放射線廃棄物はどんどんふえていくのであり、総量規制の法律もなく、放射線被害に対する補償の法律もない中では、原発由来、とりわけ危険な原発事故由来の放射能ゴミは、管理の行き届く場所において、測定をしつつ半減期を待ち、その間処理技術の研究を国の責任において進めなければならない。安易に薄めて拡散、見えない化して責任逃れをすることは、現在未来の日本国民への人道の罪といえる。</p>
50	<p>福島原発の放射能で汚染された PCB 廃棄物を室蘭に持ち込むのはやめて下さい。</p> <p>放射能はわずかでも人体に害があるといわれています。ましてその害がなくなるのに数十万年かかるといわれています。放射能で汚染されたものを移動するということは害を拡散することです。だから移動しないのが原則とききます。</p> <p>子や孫に安心、安全な地球を残すために放射能を無害にする技術を見出すまで福島の原発で汚染されたものは持ち出さないで下さい。室蘭に持ち込まないでください。</p>

51	<p>本計画に絶対反対。</p> <p>室蘭に搬入する PCB に付着している放射性物質について、セシウム 134、137 しか測定しないのはダメ。セシウムが占める割合が高いことは確かであっても、それ以外の核種が存在することも確実である。</p> <p>特定対策地域にそのまま置いておくのであれば、そういう考えも成り立つかもしれないが、今、環境省がやろうとしていることは、その放射性物質を含むものを、汚染のない地域である室蘭に運んで処理するという。他人の土地に何かをお願いする際に、何がどれだけ含まれているのかを明らかにしないなどということは、あってはならないこと。すべての核種と総量を明らかにした上でお願いしてください。</p> <p>交渉するのはそれからだ。それができないのであれば、それは不法投棄というものだ。計画に反対し、中止を求める。</p>
52	<p>放射性をもつ物質を移動させる際の規制値は、その物を処分して良いとする規制値とは違う。福島から室蘭に放射能汚染された機器を移動させたとしても、その処分を認める法律にはなっていない。持って来ても、あった所にまた持ち帰るしかない。処分したいために法をねじ曲げるのは反則であり、法治主義を危うくするので、室蘭での PCB 処理には反対です。</p>
53	<p>管理区域からの持ち出し基準（4Bq/cm²）を強調するも、これは廃棄処分に適用されるものではない。法令違反の疑いがある計画には反対する。</p>
54	<p>① 私たちは、期限内に PCB 廃棄物の処理が終わるよう、又 PCB 廃棄物の処理による様々な汚染が生じないように努力していますが、令和 3 年 7 月に提示された「福島県対策地域の高濃度 PCB 廃棄物の処理方針」は、再検討することが必要と考えます。</p> <p>その理由</p> <p>① 計画が示している事についての意見</p> <p>イ、「計画」にある PCB 廃棄物に付着している放射性物質は、原子力発電所の事故により放出された「事故由来の放射性物質」であり、その核質の全容が特定されていなく、「付着」の状態、様態も判明していない管理されていない状態ものであることは、放射性物質を移動する上の基本的な要件を欠いています。</p> <p>ロ、「計画」にある対象の機器の放射能の表面汚染密度の測定方法が「GM サーベイメーター」によるものであり、放射性物質の全体を把握する方法ではなく、放射性物質の全体量が判らない。「全量検査」というが、真の全量検査に該当しないことになり、「計画」の放射性物質の総量が判らないことは、「計画」の信頼の基礎を欠き、私たちが納得できない状態です。</p> <p>ハ、処理後の残渣は「環境省が引き取り、環境省の責任で処理します」としていますが、室蘭の廃棄物処理工場の設計、施工は「福島原子力発電所の事故」以前のものであり、「計画」の実施の安全性が確認出来ていません。2 つ処理工場の処理工程に違いがあり、持ち込んだ放射性物質の全量を含む残渣の回収には無理があります。</p> <p>② 「計画」に対する疑問</p> <p>イ 屋内にあつたと説明がありましたが、なぜ放射性物質に汚染されたのか疑問が残ります、回収したあとの保管が悪かったのか、屋内といえども汚染される状態になる過酷な事故だったのか。いずれにしても、「計画」にある説明では「放射性物質による影響がないことが確認できたもの」とありますが、人間の健康に「影響」がないとは説明されていません。私たちはここが一番確認したいところです、明確な説明がありません。</p>

	<p>ロ 付着している放射性物質を完全に除去できないのでしょうか。完全に除去できれば問題を解決の方向に向かうと思います。</p> <p>ハ 室蘭で「計画」の放射性物質に汚染された高濃度 PCB 廃棄物処理の工程で、事故由来放射性物質を拡散させる可能性があり、その要素がどれだけ存するのが確認されておらず、説明もされておられません。これから検証する必要があります。検証なしには納得いく状態になりません。</p> <p>ニ 今回の廃棄物処理は、「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質」が問題になっているのですが、万が一この「計画」の実行の過程でなんらかの事故が生じたり、放射能の影響が時間を経て生じた場合についてはその責任、補償を含めた対策を講じることが「計画」の中に明示されていません。特に放射能の影響は長い年月を経て表面化しますし、放射性物質が低レベルだから「確定的に絶対安全だとは言えない」ことは「チェルノブイリ」をはじめとする今日までの世界的な経験で明らかです。その前提として、初期段階の様々な観察プログラム等が必要であることは自明です。今般の原子力発電所事故は単に地震の結果生じたものと単純にかたづけられないことが、事故後の検証で人為的な原因によるものが大きな問題になっており、これらの教訓から「放射能」の影響を軽視することが後で問題にならないようにしなければならぬと考えます。このことについては「計画」の考え方の中にはないことは問題だと考えます。</p> <p>③ 法の運用について</p> <p>「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に指定された地域より指定されていなく、尚且つ事故の影響を受けていない地域(北海道)に汚染物を移動処理する「計画」とのことですから、法の主旨から、関係自治体に環境大臣から正式に「要請」すべき事案と考えます。「要請」があつて、自治体も、そこに住む住民も示された「計画」について検討に入るのが筋道と考えます。</p>
55	<p>1. 1平方センチメートル当たり4ベクレル以下、だから放射能は無いに等しい、と言いますが、目に見えず、臭いもしない放射能は計量器械で測定して始めて明らかになるものです。1260台と汚染物、あとから出てくるPCB廃棄物、今までに処理済みの福島近隣の県、市町村からのPCB廃棄物にも放射能がついていたかも知れません。放射能つきPCB廃棄物は処理中に、空気中に混れても、目には見えませんが、重さでも測れません。恐ろしいことです。</p> <p>1. 室蘭はすでに今までに処理したPCB廃棄物により空気中、水中とPCBで汚染された街です。室蘭に東北・北関東のPCB廃棄物処理工場をつくる、と言った時私や多くの市民が反対しました。PCBは油です。目に見えます。高い温度で処理すると燃えます。でも放射能は違います。放射線は人の身体の細胞を壊す能力がその数の多少にかかわらずあります。</p> <p>1. 母親は命に敏感です。放射能は嫌なのです。3.11事故由来の放射能つきPCB廃棄物は室蘭に持ってこないで下さい。そして、こんな事故を起こす可能性のある原子力発電所はやめて下さい。</p>

56	<p>搬出前の置き場所の空間線量が 100 マイクロシーベルト時と北海道の空間線量、0.05～0.1 マイクロシーベルト時と比較して桁違いに大きい。これではなんの保証にもなっていません。到着してから大幅にオーバーしていることが発覚することが予想されます。少なくともフェリー積載前に再度計測すべきです。基準を定めて満たされなければ送り返すことも検討すべきです。計測方法も、例えばトラックより 1 メートル離れて全ての外周で XX マイクロシーベルト時以下とか規定すべきです。</p> <p>保管場所が汚染地区内にです。保管場所が高度に汚染されている可能性が否定できません。再汚染されないことを保証するため、保管場所の位置情報などを保管容器ごとに履歴情報をデータベース化して添付すべきです。</p> <p>室蘭地区の空間線量率は、連続計測すると一時的に数倍ハネ上がり 1 日程度継続することがしばしばあります。処理時にこれが起きると、異常値と誤認される恐れがあります。そのため比較する線量は数 km 以上離れた遠隔地でのモニタリングした並行計測値を用いるべきです。計測は受け入れてから排出するまで常時継続すべきです。</p> <p>環境省が引き取った後の保管場所、処理（保存？）方法が明示されていません。処分場所と保管・処理方法を明示すべきです。一時報道されたように、苫小牧などのおの一般業者に払い下げてうやむやで処理される疑いが否定できません。</p> <p>計測値の公表方法が規定されていません。計ったけど公表されない、公表された時には黒塗り、欠落、賞味期限切れになることが危惧されます。オンライン公表方法を決めるべきです。</p> <p>以上から、放射線の計測、比較方法に十分な対策が採られていないことが伺えます。さらに処理後の廃棄物の処理方法、保管方法も十分に納得できる説明がされていません。 この状況下では受け入れることに反対です。</p>
57	<p>原発事故の放射性物質で汚染された物は、その場所から動かさないのが原則！ 移動によって放射能をまきちらし処理の過程で炉を汚染し環境も汚染する。 低線量と言うが、目に見えないものだから確認できないのをよいことに国民を市民を騙す行為です。 総量規制もない中で持ち込まれた地域の環境中に、たまり続ける地域住民を被爆のリスクに晒すものです。 原発事故からの汚染廃棄物搬入には絶対反対です。 国が責任をもって地域内で保管管理し、半減期を待ってからその時に安全な対処法を考えるべきです。</p>

	<p>危険きわまりない物を運賃をかけてまで何故運ぶのか？ 「健康リスクは極めて小さい」から大丈夫と騙すのは、正に国による詐欺行為です。 <即刻、中止しなさい></p>
58	<p>福島県対策地域内のPCB廃棄物をPCB特措法に基づいて処理する政策は中止すべきです。 法整備もないままPCB廃棄物として処分するのは「放射性物質のばらまき政策」です。</p>
59	<p>福島からのPCB廃棄物の搬出時や、室蘭への搬入時には放射線量を計測するとのことですが、その際に基準値を越えた場合はどうするか気になります。廃棄物の表面を洗った場合、その排水はどこに流れていくのですか。室蘭市の下水道を使うなら、室蘭市は核汚染物質を処分できるかどうか、市民向けに説明が必要です。もし、施設の外に出さないというのなら、そのための施設を公開すべきです。</p> <p>洗っただけでは数値が下がらない、という話も聞きました。その場合は錆などで洗い落としにくい廃棄物の表面を削ったりこすったりすることでした。その作業をする作業員が錆の欠片や粉を吸い込まないかと心配です。内部被ばくの可能性を高めるような作業を、作業員に強いるのは気の毒で仕方ありません。環境省が進めようとしている計画なのだから、率先して省の職員が削ったりするのでしょうか。</p> <p>内部被ばくの影響については、説明書類に記述がないので、隠そうとしているのかと気になっています。人に被ばくさせるような計画は中止しかありません。</p>
60	<p>放射性物質の付着した、福島汚染対策地域内から北海道室蘭へ搬出する計画は断念するべきだ。事故後10年しか経っておらず、事故由来の危険な核種はまだまだ半減期に程遠い。さらに、内部被ばくの危険性についての考察が甘すぎる。もっと時間をかけて、測定方法などを研究する必要がある。また、低線量被ばくによる被害は、何年も後にでるのであり、長期にわたる調査が必要。</p> <p>原発由来の放射性物質拡散は、 「百害あって一利アリ」 「一利」とは、国のメンツである。そのために、国民の安全安心と地球環境を犠牲にするのは、大間違いである。 福島の人々に対しては、危険なところに閉じ込めるのではなく、十分な補償をして、安全な場所への避難・定住を支援するべきである。</p>
61	<p>地球の長い歴史の中で、現在よりはるかに高い放射線量の環境下を我々人類は生き延びてきたのですから、現状の放射線規制レベルは厳しすぎです。その厳しすぎる規制をクリアしているPCB廃棄物の処理はどんどん進めてください。PCBの方が放射線より危険です。</p>

62	<p>意見募集要領に「福島県の復興を推進する観点から、放射性物質による影響がないことが確認できたものについて、JESCO 北海道 PCB 処理事業所で処理を実施する方針をお示ししました」とあります。</p> <p>1. 「福島県の復興」の意味が不明で「実施する方針」とどうつながるのかもわかりませんので「福島県の復興を推進する観点から」は削除してください。</p> <p>福島県の「復興」とは何でしょうか？PCB を北海道で処理することが福島県の「復興」になるのでしょうか？まったく不明です。</p> <p>自県内にある有害物質をたとえ自県内に発生責任や汚染責任がなくても処理や管理をすることもあります。だからといって、発生責任や汚染責任をあいまいにすることのほうが問題です。責任を取るべき主体、責任を果たすべき主体が責任を取り、責任を果たさなければなりません。さもなくば、長い目で見れば、その国あるいは自治体の衰退につながります。敗戦以来、あるいはそれ以前からの無責任が現在の日本の衰退の根底にあります。概念として定かではないにしても「復興」とは相反する「衰退」の。</p> <p>2. 「放射性物質による影響がないことが確認でき」る見込みはないので「JESCO 北海道 PCB 処理事業所で処理を実施する方針」は撤回してください。</p> <p>同要領の「放射性物質による影響がないこと」は、(別紙) 4 ページによれば、「表面汚染密度 4 Bq/cm² 以下であること」とイコールになっています。(別紙) 2 1 ページには「表面汚染密度 4 Bq/cm² 以下の物品は、日常的に触れたとしても放射性物質による影響がなく安全性が十分確保されている物品として、法令上規制を受けるものではございません」とあります。放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則では、第 15 条で「超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないものとする」としてはいますが、表面汚染密度 4 Bq/cm² 以下なら安全としているのでしょうか？「安全性が十分確保されている」根拠があるなら、ここに記載してください。</p> <p>(別紙) 2 6 ページでは、「1m の距離に 24 時間 365 日立ち続けた時の被ばく線量は約 0.03mSv」とあります。原子炉等規制法や障害防止法において放射性汚染物としての措置を必要としない濃度限度を誘導する元の年間 0.01mSv を 3 倍も超えています。法令上の規制も受けるべきで、安全性が十分確保されているとも言えませんので、2 1 ページで「安全性が十分確保されている物品として、法令上規制を受けるものではございません」とし</p>
----	--

	<p>ているのは虚偽記載ではないでしょうか。</p> <p>また、原子力研究開発機構による原子力百科事典 ATOMICA の表面汚染モニタリング (09-04-06-04)には「遊離性汚染は、舞い上がって空気汚染の原因となり、体内へ摂取される恐れがある。また、皮膚汚染の原因となる可能性もある。さらに、遊離、移行しやすいため、汚染拡大の原因となる」とあります。空気汚染や体内摂取、皮膚汚染、汚染拡大についての記載も必要です。</p> <p>25 ページでは線量限度年間 1 ミリシーベルト以下なら累積しても生涯 100 ミリシーベルト未満で「被ばくによる発がんリスクは極めて小さく、生活環境中の他の発がん要因の中に隠れてしまい、放射線が原因と認識されないことが国際的な認識」とあります。線量限度の勧告をしている ICRP は、2007 年勧告の (62) で「がんの場合、約 100 mSv 以下の線量において不確実性が存在するにしても、疫学研究及び実験的研究が放射線リスクの証拠を提供している」としています。「不確実性の存在」を「極めて小さく」「隠れてしまい」「認識されない」というように曲解あるいは誤解しています。ICRP もリスクの証拠があるとしているのですから、少なくとも読者に誤解させる記述です。公衆を防護する責任がある環境省の言明として不適切ですので撤回してください。</p> <p>以上から「放射性物質による影響がないことが確認できる見込みはありません。したがって「JESCO 北海道 PCB 処理事業所で処理を実施する方針」は撤回してください。</p> <p>3. 処理を実施する方針を撤回して、国民、市民の意見を聞いてください。</p> <p>(別紙)には廃棄物を汚染する放射能の総量や濃度の関する記載もありません。空間線量率が変わらないことをもって周辺住民に影響を及ぼさないとしているなど、他にも、(別紙)には疑問点や問題点が数多くあります。よって、福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物を JESCO 北海道 PCB 処理事業所で処理を実施する方針を撤回してください。</p> <p>撤回してどうするかは、日本政府の福島県「復興」方針にも関わりますので、放射能汚染に責任のある国と東京電力が自らの責任を明確に認めた上で、北海道、福島県だけでなく、国民、市民の意見を聞いてください。</p>
63	<p>室蘭市への PCB 核ごみ付き廃棄物搬入に反対します。</p> <p>室蘭市と環境省が裏取引をしながらことを進めているとしか思えないからだ。放射線量が少ないとか安全安心な手立てを講じるとかの説明を繰り返すが、本質的な疑問や疑念に真っ向から向き合わず、市長は説明を拒み、環境省は秘密裏に進める数々の「汚染度処理」を全国各地に拡散させようと企てている。</p> <p>”どこかで引き受けなければならない声”など、理解の少ない国民を相手に原発処理の無策を全国展開させようと画策していることに憤りを感じている。搬入は即刻取り下げるべきだ。</p>

64	<p>福島 PCB 廃棄物処理の室蘭 JESCO 搬入に反対です。</p> <p>環境省の「放射能は無いに等しい」との説明を受けた。しかし、根拠になる具体的なデータも示さず、核種もクリアランスなどは隠し、「福島特措法」で処理するなど読める前回までの説明転換を示したり、最初からの流れでの言説に信頼できないことが多い。専門的な事は分からなくても不安を抱く近隣住民への疑問に丁寧な説明をすることなく、利益相反の自治体と組んで隠密に搬入を試みる計画は断然許容できない。反対のための反対ではない！！事の誠実さが大事なのだ。担当者は現場の声を正しく施策に生かすべきだ。</p>
65	<p>室蘭 JESCO への福島汚染廃棄物対策地域からの PCB 搬入には反対です。</p>
66	<p>福島 PCB 核ごみ付き廃棄物の室蘭 JESCO 搬入に反対する。</p> <p>理由「ダブルスタンダード問題」</p> <p>国は、従来ゴミ扱いできるクリアランスレベルは100ベクレルだったものを、「汚染対処特措法」により、8000ベクレルまではゴミ扱いができることに改悪した。この基準にさえ強い反対があったのに福島の「事故由来廃棄物」に基準を上げたことは二つの基準が出来たことになり矛盾が生じた。これらに対する国の弁解は無理があり「復興優先政策」の見直しが必要だ。弱小自治体へのいじめ政策だ。即刻取りやめてほしい。</p>
67	<p>1. スライド4について</p> <p>(1)「JESCO 高濃度PCB処理施設（北海道事業所）で処理を行うものは、対策地域内の高濃度PCB廃棄物のうち、放射性物質による影響がないことが確認できたものです。」とあるが、放射性物質による影響がないことの担保（確認手段）とその具体的な測定方法についての詳細な記載がない。</p> <p>(2) 表面汚染密度の測定だけでは放射性物質がないことを100%担保できない。</p> <p>(3) PCB処理の対象機器の種類とその個々の機器の性状等の特徴が明確ではない。</p> <p>2. スライド6について</p> <p>(1) 搬出前、運搬時、処理時、処理後の保管・搬出の各段階におけるモニタリングの徹底に関する保証がない。</p> <p>(2) それぞれの段階での空間線量率の測定のみでは、放射性物質の含有が100%ないことの保証と担保はない。</p> <p>(3) 処理時の排気中の放射能濃度を測定するとあるが、どの程度の期間において連続測定を行うのか否かが明確でない。</p> <p>(4) 処理後物の引き取り保管管理を環境省が行うとあるが、既存の指定廃棄物等のフレコンバッグ等による保管管理が杜撰であることは、大雨時に度々河川等への流出が確認されて問題となっており、安全性の担保がされない。</p> <p>3. スライド7について</p>

(1) 高濃度 PCB 廃棄物からは含有されている PCB が気化して大気中に飛散する可能性が考えられるにもかかわらず、その影響調査がこれまで十分に行われていない。プレハブ倉庫内の保管状況を見る限りでは、PCBの気化対策が十分に取られているとはいえない状況である。

(2) 保管庫内における放射能濃度の測定結果の明記がない。

4. スライド8について

(1) 現在保管されている機器に付着ないしは内部に浸透（浸潤）している放射性物質の濃度測定が行われていない。

(2) 保管PCB廃棄物の種類について、安定器の個数及び「PCB汚染物」の種類並びに「等」に含まれるPCB廃棄物について、具体的な種類と数量の表記がない。

(3) 掘り起こし調査はどの地域及び事業所等に対していつまで実施が予定されているのか、明らかにされたい。

5. スライド9について

(1) 表面汚染密度の測定のみでは不十分であり、濃度測定を行うべきである。これまでの調査で、表面汚染密度と濃度との相関性についての把握がされているのであれば、その結果を示されたい。

(2) 表面汚染密度が4Bq/cm²を超えるPCB廃棄物の取扱いについては、具体的にどのような措置が講じられるのかを明らかにされたい。

6. スライド10について

(1) トラックに収納されるPCB廃棄物中の放射性物質の濃度測定を行うべきである。また、空間線量率の測定は、トラックの各部位から1m離れた測定では安全性が担保されない。

(2) トラックに収納保管する一連の作業工程での飛散が無いかのチェックと放射能濃度の測定を行うべきである。

7. スライド11について

(1) 前項のトラック周辺の測定にも関係するが、トラックの全面・後面・両側面の空間線量率の測定だけでは不十分であり、トラックの全周囲及び荷台積載物の上方部位の距離別の線量率の測定をされたい。

(2) 輸送時の交通事故等の危険リスクの評価を行うべきである。

8. スライド12について

(1) PCB廃棄物の種類の中で特に安定器の処理は北九州事業所等でも問題が発生しており、その対策について明らかにされたい。

(2) 以前、東京事業所内でのPCB処理の過程で、PCBの漏えい等により作業員の被ばく事故が発生し、数か月処理が実施されなかったことがあると記憶しているが、その詳細な経緯と実態及び講じた対策について明らかにされたい。

9. スライド13について

(1) 「周辺住民の安全・安心の確保」のためには、事前に十分な説明（リスクコミュニケーション）及び漏えい等の事故時における周知方法、避難

	<p>方法等についての説明を行う予定があるのか。</p> <p>(2) すべての測定の結果については、直ちに公表するとともに、近隣住民等への周知及び丁寧な説明についてはどのように行うのかを説明されたい。</p> <p>10. スライド 14 及び 15 について</p> <p>(1) バックグラウンド状況の確認のため、令和 3 年 5 月に実施した空間線量率の測定値だけでなく、その時点での対象物中の放射能濃度の測定結果も明らかにされたい。</p> <p>(2) 空間線量率の測定位置の表記がないので、地上からの測定位置ごとの線量率を明らかにされたい。</p> <p>11. スライド 16 について</p> <p>(1) 福島県内の「仮設焼却炉」の焼却物中の放射能濃度及びその焼却時の排気ガス中の放射能濃度の連続測定結果、及び周辺土壌（最大着地濃度地点までの）の測定結果を明らかにされたい。</p> <p>(2) 鮫川村に設置された「仮設焼却炉」で少なくとも 2 回の爆発事故が発生しており、その排出されたプルームが北茨城市内に設置された放射能モニタリングステーションに到達したと思われる時間帯での濃度が通常値よりも高くなっていることが、その場所を通過した住民によって確認されているが、この事実を環境省は把握していなかったので、環境省が主張する安全性の確認が十分に信頼されるものとなっていないことが問題である。今後、事故が起こらないとの保証はなく、万が一にも事故が起きた際の地域住民への周知方法と安全対策などについてその詳細を明らかにされたい。</p> <p>12. スライド 17 について</p> <p>(1) 「処理により生じた残渣（処理後物）は環境省が引き取り、環境省の責任で処理」とされているが、具体的にはどのような処理を行うのかを明らかにされたい。</p> <p>(2) 繰り返して指摘するが、空間線量率の測定だけでは極めて不十分であるので、「周辺住民に影響を及ぼさないこと」の具体的な根拠を示されたい。</p>
68	<p>この計画に反対します！</p> <p>室蘭市が PCB を受け入れた段階で、大気中に、そして海に排出される処理水に危険を感じてきました。処理する地域も次々条件が拡大され搬入されるのは日本の北半分の地域にまでなっています。ひどいことです！</p> <p>そして、今度は原発事故地・福島から、量としても 2 日間で処理できるトラック 2 台分を、なぜ高い運搬費をかけ、室蘭に運ぶのか?!</p>

	<p>それは「放射能にまみれた「物」を室蘭で処理可能！という事実を」創り出す為に他なりません！</p> <p>今や世界中での確かな知見・常識は、放射能に汚染された廃棄物はその地から動かさない！ということです。</p> <p>地震・津波にも破壊されない頑丈な建造物でおおい、地下にも割れることの無い建造物を作り出すことにこそ、科学と英知をしばって、実現させることを要求します！</p> <p>福島原発、そして日本中の各地に建設した原子炉の廃炉を、いかに安全に確実に実現させるか</p> <p>東電と JESCO の皆さんが企業として最後まで責任を持ち、実現させることを強く、要求致します！</p> <p>支出する部門が違うでしょうが、室蘭で、そして各地で今後進めようとしている JESCO の予算を、被災されている福島の皆さんに生活支援金の項目に移して、支給することの方が重要です。ぜひ、実現をお願いします。</p>
69	<p>室蘭の JESCO への福島汚染廃棄物対策地域からの PCB 搬入には反対です。</p>
70	<p>本計画に反対します。環境省の説明は、行き当たりばったり感ありすぎなので、信用できない。中央官庁としての役割を果たせないと思う。室蘭に搬入して処理する福島対策地域内の PCB を「PCB 特措法」を用いて処理すると言う。しかし、「PCB 特措法」とは、廃掃法の一部であり、すると放射性物質は除外されているのだ。つまりこれは使えない。</p> <p>持ち出し基準の 4Bq/cm² 以下のものであるから安全だと盛んに言うが、これは、放射線管理区域から持ち出し、また放射線管理区域に戻すための基準であり、これを使って処分することはできないことになっている。そのことを指摘されると、あわてて PCB を処理した残渣は福島に持ち帰ると言い出した。それまで、一切話のなかった「福島に持ち帰る」ことが出てくるのは、持ち出し基準は元に戻すことを意識してのことだろうが、PCB を処理した残渣を持ち帰ったところで、持ち出し基準をクリアしたことになろうはずもない。あきれた言い訳である。</p> <p>放射性物質を含むものの処理は、原子炉等規制法に基づいて、クリアランス基準に当てはめてまっとうな方法で処分してください。クリアランス基準を満たさない可能性があるのでしょうか？ まさか、福島特措法（原発事故由来の放射性物質を扱う）を適用する気でしょうか？ 室蘭には原発事故由来の放射性物質が存在しない地域です。そこに持ち込むのであれば、それは原子炉等規制法が適用されるべきであって、そこに福島特措法を使うなどということはできません。</p>

71	<p>計画に反対することをまずは表明します。</p> <p>環境省の住民説明会に参加しました。環境省側は、一方的にこの計画を住民に押し付けるための言い訳に終始していました。市民の大反対や疑問が噴出して、再説明会となっています。</p> <p>私たちは、一方的に計画を押し付けられることに納得できません。環境省は、今の計画のゴリ押しではなく、一方的な説明ではなく、どうやって放射能付き PCB を処理したらいいのかを、もっと住民の意見を聞いて、考え直すべきです。住民とともに計画を立て直す。そういうことが抜けているのです。計画を立て直してください。その際に住民の声を取り入れてください。それが一番になされるべきことです。</p>
72	<p>この計画には反対。環境省は、放射能の量はとても少ないからということで、計画を進めようとしているが、本当に少ないのか？環境省が言ってるだけではないのか？だから放射性物質の総量や核種を出せないのではないのか？搬入予定のものの形状や品番などすべてを明らかにして発表することを要求します。加工した数字ではなく、すべての生データを出してもらいたい。そんな少ない量の放射能ではない可能性はかなり高いのではないのか？なぜなら、クリアランス基準を使わないのであれば、そういうことなのでしょう。放射能が少ないという前提で物事を進めるのはやめてほしい。実態を把握することから始めるべきだ。まずは、ゆっくりしっかり調査する、それを公表することです。</p>